



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

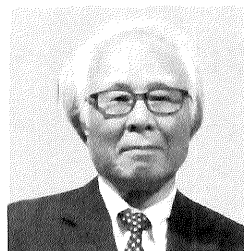
福岡県青色申告会連合会

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40
三井生命福岡祇園ビル3階

発行人 会長 梅原 祐治

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

平成26年度県連定時総会 会長挨拶 福岡県青色申告会連合会



梅原 祐治 会長

皆さんこんにちは

本日はご多用のところ、永田 寛幸 課税第一部長様をはじめ関係各位のご臨席を賜り厚く御礼申し上げます。また、会員皆様におかれましてはご多用のなか、県下各地より、ご出席をいただき有難うございます。

さて、昨年、経済の再生をめざして登場した第二次安倍内閣は、円高の是正と経済の再生を目指して矢継ぎ早に新しい政策の提言を行いました。その結果、円高の是正が行われ、株価の上昇が順調に推移しています。しかしながら、経済の再生には、本年4月に引き上げられた消費税の影響を受ける、消費の動向や今年の夏場ボーナスの額の状況などを注視してゆかなければなりません。未だ、道半ばではありますが、これからの日本経済の成長を大いに期待しているところであります。

ところで、昨年5月、一般社団法人全国青色申告会総連合が公益活動の推進を目指して、新しく事業活動を開始いたしました。また、当県連傘下の西福岡青色申告会、小倉青色申告会においても、全国青色申告会総連合の一般社団法人化をうけて、昨年の4月1日より、一般社団法人として、スタートいたしました。西福岡会、小倉会では、公益性の高い事業活動の推進に努めるとともに、会員の良きパートナーとして、会員企業の発展のために、ご活躍されていると、お伺いしております。今後とも、地域社会に密着した、公益性の高い事業活動を展開していかれまますようお願いいたします。

ところで、ご案内のとおり当連合会は平成16年12月に、北九州市から福岡市へ事務所を移転いたしました。翌17年には、福岡国税局、九州北部税理士会をはじめ関係各位のご協力により、福岡県連祇園支部を開設することが出来ました。開設時は、支部会員ゼロ、運営資金ゼロからのスタートでしたが、全青色、当県連傘下各会ならびに関係各位の暖かいご支援をいただき、ようやく本来の青色申告会活動を推進することが出来るようになりました。そして、会員数は330名、昨年に続き、収支黒字額で終わることができました。これからは、事業活動をさらに進化させ、魅力ある会作りに努めてまいります。皆様方の一層のご支援とご協力をお願いいたします。

さて、政府は「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」の普及と利用促進を掲げ、広報活動をすすめています。当連合会では、昨年の事業活動の最重要事業として、この「e-Tax」の普及推進を掲げ、平成25年分の所得税及び消費税確定申告書を、全会員が「e-Tax」で申告することを目指してまいりました。

その結果、全会員の方が会計ソフト「ブルーリターンA」や国税庁のホームページなどを利用して「e-Tax」により送信することが出来ました。これは偏に会員各位の日頃からの税務行政に対するご理解と、青色申告会に対しての深い愛情の賜と、深く敬意を表するものであります。

なお、リニューアルされた会計ソフト「新ブルーリターンA」は、「e-Tax」の機能の向上をはじめ、その他の諸機能が改善され、その利便性が格段に進化しています。今後は、会員各位のご要望を取り入れて、より使い勝手の良い会計ソフトを目指してまいりますので、今後とも一層のご利用を賜りますようお願いいたします。

終わりになりましたが、本日出席いただいている皆様方のますますのご繁栄とご健勝を祈念いたしまして、はなはだ簡単ではありますが、わたくしの挨拶といたします。

平成26年6月13日

福岡県青色申告会連合会 会長 梅原 祐治

平成26年度事業計画

福岡県下の青色申告会役員が一堂に会してさる6月13日、福岡市博多区の博多都ホテルで「福岡県青色申告会連合会 平成26年度定時総会」を盛大に開催致しました。

当日は、来賓で福岡国税局から永田寛幸課税第一部長、立花史郎個人課税課長、博多・小倉・久留米・飯塚の各税務署長、友好関係団体の会長、そして一般社団法人全国青色申告会総連合の綿貫豊理事兼事務局長らが出席、福岡県連傘下の各青申会から役員合わせて63名の参加がありました。

定時総会にて採択されました「平成26年度事業計画」は下記の通りです。会員の皆様方もご周知とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

品格のある、公益性と透明度の高い会作りを目指してまいります。

1. 指導活動の充実強化

- (1) 電子申告納税システム(イータックス)に対応したICT(情報通信技術)による指導・相談業務の充実を更に推進する
- (2) 複式簿記を活用して青色申告の普及に努め、青色申告特別控除額(65万円)を利用する
- (3) 青色コーナーを設置し、青色申告の普及を推進する
- (4) 国税局主催記帳講習会の指導事業に参画して、青色申告の普及を図る
- (5) 新ブルーリターンAの普及拡大を図り、複式簿記の普及活動を展開する

2. 税制政策活動の推進

- (1) 個人企業経営者の勤労性を正当に評価した事業主報酬制度の創設要望
- (2) 事業用資産を非課税とする事業承継制度の確立を要望する
- (3) 社会保障制度の抜本的な改革の要望

3. 会員増強運動と組織強化

- (1) 平成26年から始まった記帳義務拡大に伴い、増大する新規青色事業者への入会を勧奨するため、県下各会の会員増強運動を支援推進する

- (2) 県下各会の青年部、女性部の育成を図りその事業活動を支援推進する
- (3) 全青色、県連未加入会へ入会の勧奨を徹底する
- (4) 全青色会費「会員割会費」を全会員が納入できるよう督促する
- (5) 県連支部の独立並びに社団法人化について研鑽する

4. 各種事業の推進

- (1) 北部九州青色申告会ブロック大会の開催
平成26年10月20日(月)佐賀市(ホテルニューオータニ佐賀)
- (2) 全青色主催による各種大会、研修会への参加
- (3) 局連、県連主催による諸会議、研修会の実施

5. 福利厚生事業の推進

- (1) 全青色の各種共済制度を普及推進する
- (2) 小規模企業共済、中小企業退職金共済、国民年金基金制度を普及推進する
- (3) その他福利厚生事業の導入と推進

最重点事業の推進

- ・白色申告者の記帳義務化に合わせて、柔軟に且つ積極的な指導対応が可能な組織作りを支援する
- ・電子申告納税システム(イータックス)の普及促進に寄与するため、講習会の開催や資料等の情報を提供して、会員全員がイータックスによる申告を目指す

知っているようで知らない?配偶者(特別)控除とは

最近、政府が配偶者控除の縮小・廃止を含めた見直しを検討しているとの報道をよく目にします。配偶者控除の見直しの趣旨は「女性の活躍推進」の妨げになっているのでは?という点にあります。その賛否は別として、そもそも配偶者控除とはどういうものなのか、確認しておきたいと思います。

配偶者控除



① 控除額

- ・一般の控除対象配偶者 38万円
- ・老人控除対象配偶者(70歳以上※1) 48万円
- ※1平成26年分の申告にあたっては昭和20年1月1日以前に生まれた人

② 要件(4つすべてを満たしていること)

- ・配偶者が青色事業専従者または白色専従者でないこと
- ・その年の12月31日において納税者と生計を一にしていること
- ・民法の規定による配偶者(内縁関係の人を除く)であること
- ・年間の合計所得金額が38万円以下※2であること
- ※2収入ではなく所得が38万円以下です。収入と所得は違います。例えば給与(パート収入等)であれば103万円=所得38万円、公的年金収入であれば、158万円=所得38万円(ただし65歳以上)となります。ご注意ください。

控除額・要件は上記のとおりです。しかし、4つ目の要件である所得38万円をわずかも超えたからといって、配偶者の控除が即座に全くなるといったものでもありません。実は、配偶者に配偶者控除が受けられなくなる程度(38万円超)の所得はあっても76万円未満の所得※3しかない場合には、次のとおり配偶者特別控除という別の控除が受けられるようになります。

※3例えば給与(パート収入等)であれば141万円=所得76万円、公的年金収入であれば196万円=所得76万円(ただし65歳以上)となります。

配偶者特別控除

① 控除額

配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額
～380000円	適用なし	600000円～649999円	16万円
380001円～399999円	38万円	650000円～699999円	11万円
400000円～449999円	36万円	700000円～749999円	6万円
450000円～499999円	31万円	750000円～759999円	3万円
500000円～549999円	26万円	760000円～	適用なし
500000円～599999円	21万円		

② 要件(5つすべてを満たしていること)

- ・配偶者控除を受けていないこと
- ・配偶者が青色事業専従者または白色専従者でないこと
- ・その年の12月31日において納税者と生計を一にしていること
- ・民法の規定による配偶者(内縁関係の人を除く)であること
- ・その年の納税者本人の合計所得金額が1000万円以下であること

以上のとおりです。配偶者控除・配偶者特別控除の要件にあるように、専従者給与をもらっている配偶者は、そもそも配偶者(特別)控除は受けられません。その点からすると会員の皆さまの大部分は、例え配偶者控除が廃止されたとしても全く影響がないということになります。最後まで読んでいただいたのに結局は「自分には関係なかった」という結末だったかも知れませんが、ご近所には気になっている人も多いと思います。話題になった際には教えてあげてください。

【補 足】

配偶者控除の話をややこしくしているのは、年末になるとよく耳にする「あんまりパートをしすぎると旦那の控除が減って、かえって税金が高くなるから仕事を制限するわ。」といった噂話です。以前は、例えば給与収入が103万円以下の場合、配偶者控除38万円と配偶者特別控除38万円を重複して受けることができました。ところが、給与収入が103万円を少しでも超えてしまうと配偶者控除38万円が受けられなくなってしまい、結果として納税額が増えてしまうということがありました(例えば、給与収入が1,030,000円であれば38+38=76万円の控除、給与収入が1,030,001円であれば0+38=38万円の控除となっていました)。

しかし、平成16年に法律が改正され、配偶者控除と配偶者特別控除はどちらか一方しか受けられないこととなりました。現在では、給与収入が103万円を少し超えたからといって、極端に納税額に影響する(稼ぎすぎたから損をする)ということはありません。気にするとすれば、社会保険の壁130万円では…。

会費のご入金ありがとうございました

当会の会費を6月27日(金)にご登録の口座より振り替えさせていただきました。ご協力ありがとうございました。なお、口座残高不足で振替不能の方やご入金いただけない会員さまには、再度請求書を郵送させていただきます。大変申し訳ございませんが当会指定口座へお振り込みいただくか、ご来会の際ご持参をお願い致します。

税務相談日のお知らせ

(税理士による無料相談)

ご相談の際は、ご予約をお願い致します。

7月7日(月)・7月14日(月)・8月5日(火)

※各日10時～12時/13時～16時
※所得税・消費税・相続税・贈与税 等々
※上記は都合により変更する場合がございます。

行事予定日	行事内容
7月7日(月)～8日(火)	源泉税納付事務指導会 ※詳細は6月号をご覧ください
7月10日(木)	源泉所得税(半年に一回の納期特例者)の納付期限
7月11日(金)	会計ソフト「ブルーリターンA」初級講習会
7月15日(火)	【該当者のみ】所得税・予定納税額の減額申請期限(第一期分)
7月31日(木)	北部九州ブロック役職員研修会(事務局は閉めます)
8月5日(火)	【該当者のみ】所得税・予定納税額の納付期限(第一期分)
7月22日(火)～29日(火)	講習会へ講師派遣のため、記帳確認等はできない場合がございます。
8月1日(金)～8月7日(木)	来会のご予約の際にお問い合わせ下さい。
8月8日(金)	祇園支部 納涼暑気払い(博多都ホテル12F・ピアホール)

祇園支部NEWS

メール: info@aiiro-f.com
H P: http://aiiro-fukuoka.seesaa.net/
Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176
当会発信専用番号:070-5416-5221

編集後記

6月より女性職員が増えました。事務所はまだ不慣れですので、しばらくは何かとご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、温かいご指導のほど、よろしくお願ひ申し上げます。今年も7月から1月までの外部向けの講習会が始まります。昨年に引き続き久留米・佐賀・唐津の会場にも出張することになりました。記帳確認等のご予約の際にはご不便をお掛けすることがあるかも知れませんが、ご了承のほどよろしくお願ひ申し上げます。

さて、別紙でご案内の「納涼 暑気払いビアホール」も今年で4回目です。場所が屋内なので雨でも大気汚染も大丈夫♪毎回初参加の方にも楽しんでいただいております。ワイワイやりませんか?